

政務活動費収支報告明細書

研究研修費・調査旅費

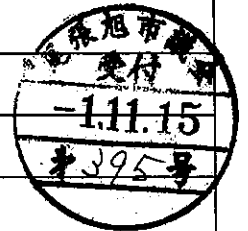
実績報告書 No.	項目	研究研修費 <u>調査旅費</u> (該当する項目を○で囲む)			
	期間	令和元年10月29日から令和元年10月29日まで			
	研究研修名 ・場所等	政務活動研究			
		兵庫県芦屋市 兵庫県芦屋市役所 テーマ「市民マナー条例について」			
	参加者	4人			
(氏名等) 篠田一彦、早川八郎、市原誠二、櫻井直樹					
経費		研究研修費	円	調査旅費	21,474円
実績報告書 No.	項目	<u>研究研修費・調査旅費</u> (該当する項目を○で囲む)			
	期間	令和元年10月29日から令和元年10月31日まで			
	研究研修名 ・場所等	政務活動研究			
		高知県高知市「第14回 全国市議会議長会研究フォーラムin高知」 高知ちばさんセンター			
	参加者	4人			
(氏名等) 篠田一彦、早川八郎、市原誠二、櫻井直樹					
経費		研究研修費	167,125円	調査旅費	円
実績報告書 No.	項目	研究研修費・調査旅費 (該当する項目を○で囲む)			
	期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで			
	研究研修名 ・場所等				
	参加者	人			
		(氏名等)			
経費		研究研修費	円	調査旅費	円
実績報告書 No.	項目	研究研修費・調査旅費 (該当する項目を○で囲む)			
	期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで			
	研究研修名 ・場所等				
	参加者	人			
		(氏名等)			
経費		研究研修費	円	調査旅費	円
項目別合計 (最終ページに記載)		研究研修費	167,125円	調査旅費	21,474円

政務活動費実績報告書

研究研修費・調査旅費

実績報告書 No. 1

項目	研究研修費 <u>調査旅費</u> (該当する項目を○で囲む)		
期間	令和 元年年 10 月 29 日から 10 月 29 日まで		
研究研修名	政務活動研究		
場所等	兵庫県芦屋市 兵庫県芦屋市役所		
参加者	4 人 (氏名等) 篠田一彦、早川八郎、市原誠二、櫻井直樹		
研究研修・調査の項目	兵庫県芦屋市：「市民マナー条例について」		
適用	金額	備考	
経 費 内 訳	会場使用料	円	
	会費 (出席者負担金)	円	
	振込手数料	円	
	交通費 (航空機代)	円	
	交通費 (ガソリン代)	2,114 円	報告書 別紙1 参照
	交通費 (駐車場代)	円	
	交通費 (レンタカー等)	13,500 円	報告書 別紙1 参照
	道路通行料等	5,860 円	報告書 別紙1 参照
	宿泊費	円	
		21,474 円	



第4号様式 (その1)

内 容

報告書 別紙2 参照

今後の活動計画

報告書 別紙2 参照

行政視察 報告書及び今後の活動計画

日 時 令和元年 10 月 29 日(火) 13:30~15:00  
場 所 兵庫県芦屋市役所  
担 当 芦屋市役所 市民生活部環境課  
視察内容 芦屋市市民マナー条例について

冒頭に中島賢一芦屋市議会議長の挨拶があった。議長からは、「市民マナー条例の推進に取り組んでいるが、議員でありながらマナーが守れない人もいて、マナーやモラルを守ることについて、定着の難しさを感じる。」というお話があった。

担当課からは、市民マナー条例について説明があった。

1 背景について

- 平成 9 年 10 月 1 日 ポイ捨て禁止条例施行  
空き缶等の投げ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について、必要な事項を定める。
- 平成 19 年 6 月 1 日 市民マナー条例施行  
市民の安全や快適な生活環境を守る意識が高まり、「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（通称：市民マナー条例）」を制定した。このときに、喫煙禁止区域の設定やたばこの吸い殻及び空き缶等の投げ捨て禁止などを定めた。
- 平成 21 年、23 年、25 年 市民マナー条例改正  
市民の意見を取り入れ、潮芦屋ビーチ周辺での花火禁止、芦屋川流域等でのバーベキュー等禁止、キャナルパークでのプレジャーボート等航行規制などを定めた。
- 平成 26 年 推進計画の策定、推進連絡会立ち上げ  
市と市民及び事業者が協働して、より一層清潔で安全かつ快適な生活環境を確保するために推進計画を策定し、その施策を効果的かつ継続的に行うために、地域活動団体や商工活動団体など、地域と行政が一体となった推進連絡会を立ち上げた。

2 概要について

市民にマナー条例を周知する啓発チラシをもとに説明があった。

啓発チラシでは、「清潔で安全・快適なまちづくりについて」という表題が付けられ、禁止事項の詳しい説明がなされていた。裏面には、喫煙禁止区域、バーベキュー等禁止区域、プレジャーボート等航行規制区域、終日花火禁止区域などが、芦屋市内の地図に色分けして示されており、さらに色分けした区域の禁止事項が記載されていた。

市民に対して、「清潔で安全・快適なまちづくりをともに進めていきましょう」という行政の意気込みを感じさせる啓発チラシで、マナー条例の内容も理解することができた。

### 3 推進計画と取り組み内容

推進計画としては、平成 26 年度から平成 30 年度までの第 1 次推進計画が終わり、現在は、平成 31 年度から令和 5 年度までの第 2 次推進計画に入っている。市民アンケートの結果をもとに、現状の課題や今後の取り組みの方向性を検討し、基本目標別の具体的な取り組みを行っている。

特に、①知らせる、②学ぶ、③行動する、④つなぐ、というキーワードをもとにした取り組みは、関連性があり、成果を上げることができている。また、神戸芸術工科大学との連携を進め、受託研究を依頼して作成された啓発うちわや啓発チラシは、素晴らしい作品で、市民への啓発活動に大きな役割を果たしている。

さらに、市民や事業者に対して、様々なネットワークを持つ団体や行政関係者から選出された委員で構成されている推進連絡会は、一層の取り組みを進めるために、事業の進捗管理を行い、その結果を次年度の活動に反映させている。

### 4 取り組みに対する手応えと市民・事業者の反応について

#### ○ 過料処分・違反注意件数（マナー指導員）

平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度の報告があったが、路上喫煙の過料処分件数や禁止事項の違反者が、年々減少している。

#### ○ 芦屋市市民マナー条例推進に関するアンケート結果（平成 29 年 7 月実施）

5 年に 1 回行っているアンケート結果であるが、「芦屋市は美しく快適なまちか」という問いに対して、「大いに思う」「どちらかと言えば思う」を含めて、87.4%である。

#### ○ 成果・苦心点

芦屋川のパーベキューは、ほとんど見られない。ポイ捨てや犬のふんの放置については、改善されたと感じる人も多いが、まだまだ苦情は多い。

### 5 今後の課題について

#### ○ 来訪者に対する周知

市民は、マナー条例についてほとんど知っているが、市外の人は知らない。マスコミや近隣市との連携を図っていく。

#### ○ 予算の削減

- ・ マナー指導員 6 名（警察 OB4 名）の人件費は、2100 万円
- ・ 花火の警備費 450 万円（145 日）
- ・ プレジャーボート警備費 350 万円（25 日）
- ・ 市バスでのアナウンス経費など、マナー条例推進のために多額の経費がかかっているため、経費削減に向けて検討している。

#### ○ 子どものころからの関わり

学校教育の中で、マナーやモラルを守る教育を進めていきたい。

## 6 視察内容と本市施策との関わりについて

### ○ 受動喫煙防止

本市では、公共施設では、敷地内を含めてすべて禁煙になっている。しかし、芦屋市では、喫煙禁止区域の中に喫煙所を設けて、分煙施策を取っているが、喫煙所周辺では、たばこの煙に対する苦情が多いとのことである。また、一般の公共施設も、屋内は禁煙になっているが、敷地内の屋外に喫煙所を設置しているという。

法律の解釈にもよるが、喫煙禁止区域内であれば喫煙所が設置できるのか、公共施設であっても屋外であれば喫煙所が設置できるかどうか、研究する必要がある。

### ○ たばこの吸い殻のポイ捨て

喫煙所の設置については、受動喫煙防止の観点もあるが、吸い殻のポイ捨ても課題である。本市では、公共施設敷地内全面禁煙であるために、市総合体育館の利用者は、周辺道路で喫煙することになり、やはり吸い殻のポイ捨てが問題になっている。

芦屋市でも喫煙禁止区域に入る前の周辺道路に吸い殻のポイ捨てが多く、近隣住民からの苦情が絶えないとのことである。

### ○ 啓発活動

芦屋市のマナー条例推進計画は、第1次推進計画、第2次推進計画と段階を追って取り組みがなされ、啓発活動も様々な工夫がなされている。本市においてもマナー条例として、「尾張旭市良好で快適な生活環境を確保する条例」が施行されているが、様々な取り組みを参考にしていきたい。

特に、啓発活動については、啓発チラシや啓発グッズなどの活用を参考にしたい。

## 7 視察のまとめ

芦屋市は、とてもきれいな町で、景観の美しさを意識した町並みであった。市役所のみなさんの歓迎にも心遣いを感じられ、催し物案内のモニターには、「尾張旭市議会 市民クラブのみなさま、ようこそ芦屋市へ」とテロップが流れているほどであった。市民マナー条例に取り組んでいる行政の意識の高さが、この心遣いにも表れていると感じた。

啓発チラシにより、キャッチコピーである「清潔で安全・快適なまちづくり」を市民に呼び掛け、市民と行政が一体となって市民マナー条例の推進に取り組んでいる様子が伺われた。

本市においても、「尾張旭市良好で快適な生活環境を確保する条例」が、市民の生活に生かされるような取り組みを進めていきたい。

市民クラブ

適用	適用日	明細		備考	単価	数量	合計	
交通費(ガソリン代)								
	10月29日	神戸スタンダード石油 芦屋SS			2,114	1	2,114	
							2,114	
交通費(レンタカー等)								
	10月28日	10/28 1日間			13,500	1	13,500	
							13,500	
道路通行料等								
	10月29日	引山	植田第二		510	1	510	
	10月29日	高針	名古屋西JCT		780	1	780	
	10月29日	名古屋西	西宮		4,570	1	4,570	
							5,860	
宿泊費								
							0	
							0	
参加費								
							0	
							0	
振込手数料								
							0	
							0	
総合計								21,474

# 領収書等貼付用紙

(カイン代)

# EneJet

## 領収書

神戸スタンプード石油株式会社

芦屋SS

芦屋市平田北町3-11

TEL:0797-22-5545

2019/10/29(火)11:03

現金フリー

1-83100-00015 14096 0000 様

売上 現金 手

レギュラー

020020 ¥2114

15.66L @135.0 L-5 N-13

割引(適用(014347))

5円/L,個 割引 済み

小計 ¥2,114

(10%対象 ¥2,114

内消費税 ¥192)

合計 ¥2,114

お預かり ¥10000 お釣 ¥7886

上記にて領収書とさせていただきます

No.4652 担当:0001 芦屋SS

POS番号01

2019/10/29 釣銭伝票No.6658

## おつり引換券

2019/10/29(火)11:03

釣銭金額 ¥7,886

おつり引換券は当日限り有効です

2019/10/29 釣銭番号 6658

2806658078860



金額 ¥ 2,114 円

日付 元 年 10 月 29 日

### 《注意事項》

- ①領収書等は、見やすく、かつわかりやすくするため日付順とし、重ならないよう貼付してください。
- ②両面印刷されているものは、裏面も確認できるように上部又は左端のみのりづけしてください。
- ③A4用紙以上のものは、そのまま貼ってください。



# 領収書等貼付用紙

(レンタカー代)

No. 942668

③

但し、

レンタル代	40,500
消費税	
額	

現金	40,500
クレジットカード	
額	

お客様名・金額・領収月日を訂正したものは、社印・業者印のないものは無効です。  
 保険料・諸税等当額については、後日正規領収証発行の場合、本領収証は無効となります。

まいとありがとうございます

印 紙 不要  
 5万円以下 200円  
 100万円以下 400円  
 200万円以下 400円  
 相取分は不要

## 領 収 証

お客様名  
 尾張旭市議会 市民クラブ様

金額 40,500 円

上記のとおり正に領収致しました。

2019年10月28日

株式会社 三井物産リース名古屋  
 名古屋市中区栄3丁目1番3号  
 電話代表 (052) 710-1100

内訳  
 調査旅費 13,500円  
 研究研費 27,000円




金額 40,500 円

日付 元年 10 月 28 日

《注意事項》  
 ①領収書等は、見やすく、かつわかりやすくするため日付順とし、重ならないよう貼付してください。  
 ②両面印刷されているものは、裏面も確認できるように上部又は左端のみのりづけしてください。  
 ③A4用紙以上のものは、そのまま貼ってください。

# 領収書等貼付用紙

(道路通行料)

<p>ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b></p>  <p>料金所(自) 引山 料金所(至) 植田第二</p> <p>19年10月29日 7時59分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥510- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A15910-297586-861220</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b></p>  <p>料金所(自) 高針 料金所(至) 名古屋西 JCT</p> <p>19年10月29日 8時16分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥780- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A15910-297827-520726</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b></p>  <p>料金所(自) 名古屋西 料金所(至) 西宮</p> <p>19年10月29日 10時45分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥4,570- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A15910-297721-159522</p> <p><small>※通行料金は消費税率10%対象です。 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small></p>
--	---	---

金額 5860 円

日付 令和元年 10月29日

《注意事項》

- ①領収書等は、見やすく、かつわかりやすくするため日付順とし、重ならないよう貼付してください。
- ②両面印刷されているものは、裏面も確認できるように上部又は左端のみのりづけしてください。
- ③A4用紙以上のものは、そのまま貼ってください。